

別表五の二(一)付表一 「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の3及び令第9条の3(「連結個別利益積立金額」)に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「積立金2」以下の空欄	(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額(税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。)について、その名称を記載します。 (2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金額の計算を行う場合には、次によります。 イ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額(法第81条の18第1項(「連結法人税の個別帰属額の計算」)の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として帰せられる金額をいいます。以下同じです。)を受け取ることとなる場合において、空欄に「未収連結法人税個別帰属支払額」と記載し、その受け取ることとなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属支払額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付さずに記載します。 ロ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属受取額(法第81条の18第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として帰せられる金額をいいます。以下同じです。)を支払うこととなる場合において、空欄に「未払連結法人税個別帰属受取額」と記載し、その支払うこととなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属受取額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。 ハ 連結親法人の別表五の二(二)付表一の「確定8」の「期末現在未納税額⑥」の本書の金額につき、空欄に「未納連結法人税」と記載し、その金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(本書に△印の付された	左記(2)イ及びロの「各連結法人」には、連結親法人が含まれます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	金額がある場合（すなわち、連結法人税の中間分に未納税額がある場合）には、△印を付さずに記載します。）。 なお、同付表の「確定 8」の「期末現在未納税額⑥」に外書（△印）の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。	
「期首現在連結個別利益積立金額①」	原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）を移記します。 なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）をこの明細書の該当する欄に記載します。	この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の欄の記載は必要ありません。
「当期の増減」	原則として、「減②」には別表四の二付表の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に同付表の「減算」欄に記載した「仮払税金（仮払連結法人税、仮払法人税、仮払道府県民税又は仮払市町村民税）」については「増③」に△印を付けて記載します。 なお、次のような場合には、同付表と関係なく次によります。 (1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税にあっては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税」と記載した欄の「減②」にその金額を△印を付して、その他のものにあっては「未納法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 (2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「中間 7」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税」と記載した欄の「増③」欄に、同付表の「中間13」及び「中間18」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」の「中間」欄にそれぞれ記載します。 (3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限り。）に係	(1) 別表四の二付表の「加算」の「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）18」の「留保②」の金額のうち連結法人税（未納のものを除きます。）にあっては△印を付して「未納連結法人税」と記載した欄の「減②」に、法人税にあっては「未納法人税22」の「減②」に記載します。また、「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額19」の「留保②」の金額（未払のものを除きます。）については「未払連結法人税個別帰属額21」の「減②」に△印を付して、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税21」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額22」の「留保②」の金額については「未納道府県民税

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」の「中間」欄に記載します。 (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載します。なお、この金額は「繰越損益金18」の「増③」の金額に含まれることになります。 なお、この場合に会社法第445条第4項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。 (5) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条の2第1項第1号ルに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。 (6) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号までの規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。 (7) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」欄に「〇〇株式(寄附修正)」など并表示した上で、令第9条第1項第7号の規定に準じて計算した金額を「減②」又は「増③」に記載します。 (8) 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第1項第10号の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。 (9) 資本の払戻し等又は自己株式の取得等により払い戻した連結個別利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。 (10) 減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄	23」及び「未納市町村民税24」の「減②」にそれぞれ記載します。 なお、連結法人税及び連結法人税個別帰属額の当期発生額を損金の額又は益金の額に算入し、「未払金」又は「未収入金」等により経理した場合には、この明細書の「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未払金」又は「未収入金」等と記載の上、その欄の「増③」にその経理した金額を記載します(未収入金に相当する金額は△印を付します。) (2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四の二付表において「減算」の「13」以下の空欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。 また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四の二付表において「減算」の「13」以下の空欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。	期において「当期の増減」の「増③」に記載します。）。 (3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金18」の「減②」の金額に含まれることとなります。 (4) 平成22年9月30日以前に行われた適格合併に該当しない合併により合併法人が有する法第24条第2項(配当等の額とみなす金額)に規定する抱合株式について平成22年改正前の令第9条第1項第3号の親法人株式が交付されずに株式割当等を受けたものとみなされる場合の同号に規定する金額については、その額に相当する金額が当期利益に含まれていない場合に、別表四の二付表において「加算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に記載します(その額に相当する金額は、別表四の二付表において「減算」欄の「社外流出③」に※として記載します。))。
「繰越損益金18」	「期首現在連結個別利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在連結個別利益積立金額①」を0とし、利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。 「増③」の欄は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度(法第64条の4第1項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算))の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	は各連結事業年度を除きます。)において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額25」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「繰越損益金18」から減算して計算します。 (1) 公益法人等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額 (2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと(法第64条の4第1項の規定の適用があったものを除きます。) その該当することとなった時(2)において「移行時」といいます。)において有する資産(その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。)の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額からその移行時において有する負債(その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。)の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額 (3) 法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併(法人が当該適格合併の時ににおいて資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限りします。)により資産及び負債(法人が当該適格合併の時ににおいて公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限りします。)の引継ぎを受けたこと(法第64条の4第2項の規定の適用があったものを除きます。) 当該資産の令第123条の3第4項(適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等)に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第9条第1項第2号(利益積立金額)に掲げる金額の合計額を減算した金額 (4) 法第64条の4第1項若しくは第2項の規定の適用があったこと(令第131条の5第1項第3号又は第4号(累積所得金額から控除する金額等の計算)に掲げる場合に該当するものに限りします。)又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと 当該連結事業年度終了の日における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「未払連結法人税個別 帰属額21」	各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属 支払額又は連結法人税個別帰属受取額を「当期の 増減」の「増③」の「確定」欄に記載します(連 結法人税個別帰属支払額については△印を付して 記載します。)	連結法人税の中間納 付に係るものがある場 合には、「当期の増減」 の「増③」の「中間」 欄に記載します。
「未納法人税（附帯税 を除く。）22」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税 額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻 税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土 地譲渡利益金額に対する法人税及び連結特定同族 会社の連結留保金額に対する法人税を含みます。） の本税の額を記載します。	
「未納道府県民税23」 及び「未納市町村民税 24」の「当期の増減」 の「増③」の「確定」 の各欄	別表五の二(二)付表一の道府県民税又は市町村 民税の額の「期末現在未納税額⑥」の「14」及び 「19」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五の二(二)付表一 の「期末現在未納税額 ⑥」の「14」及び「19」 に外書（△印）の金額 がある場合（すなわち、 中間納付額の還付金があ る場合）には、「3」 から「17」までの空欄 に「未収還付道府県民 税」等と記載の上、「当 期の増減」の「増③」 にその金額（△印は付 けません。）を記載し ます。

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます（連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符となります。）。

なお、当期中の適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等、法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合及び適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、これらの金額が検算式と不符となります。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{差引合計額「25」①}} + \boxed{\text{別表四の二付表留保総計「52」②}} - \\
 & \quad \boxed{\text{中間分、確定分連結法人税個別帰属額・法人税県市民税の合計額}} \\
 = & \boxed{\text{差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④}}
 \end{aligned}$$

(3) 根拠条文

法 2 十八の三、令 9 の 3

2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の2及び令第8条の2（連結個別資本金等の額）に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「28」及び「29」の空欄	「資本金又は出資金26」及び「資本準備金27」以外の連結個別資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在連結個別資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）を移記します。 なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(一)の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）をこの明細書の該当する欄に記載します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	(1) 令第8条第1項第1号から第12号までの規定に準じて計算した金額を「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 株式（出資を含みます。）の発行又は自己の株式の譲渡をした場合（令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。）に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額（法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時点における資本金の額又は出資金の額）を減算した金額 ② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額（法第61条の2第13項に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額）並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ③ 取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。）についての取得事由の発生による取得	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額（新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額）に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハまでに掲げる連結法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額 ⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第5号に規定する金額）からその合併による増加資本金額等（同号に規定する金額）と同号イ又はロに規定する金額との合計額を減算した金額（被合併法人の全て又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0） ⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第6号に規定する金額）からその分割型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）及び連結法人が有していたその分割型分割（無対価分割に該当する適格分割型分割に限ります。）に係る分割法人の株式に係る分割純資産対応帳簿価額を減算した金額 ⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第7号に規定する金額）からその分社型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）を減算した金額 ⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額（令第8条第1項第8号に規定する金額）からその適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑨ 非適格現物出資（法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限ります。）により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑩ 平成22年10月1日前に行われた適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額 ⑪ 株式交換（適格株式交換に該当しない無対価株式交換を除きます。）により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）からその株式交換による増加資本金額等（令第8条第1項第10号に規定する金額）を減算した金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	⑫ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額（取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額）から株式移転の時の資本金の額等（令第8条第1項第11号に規定する金額）を減算した金額 ⑬ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合（資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。）のその減少した金額に相当する金額 (2) 令第8条第1項第13号から第19号までの規定に準じて計算した金額を△印を付して「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」欄に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額 ② 資本又は出資を有する連結法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の連結個別資本金等の額（資本金の額又は出資金の額を除きます。）に相当する金額 ③ 分割法人の分割型分割の直前の連結個別資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額（令第8条第1項第15号に規定する金額） ④ 分割法人が平成22年10月1日前に行われた適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の期末時の帳簿価額から移転をした負債の期末時の帳簿価額及び適格分割型分割に係る減少連結個別利益積立金額を減算した金額 ⑤ 平成22年10月1日前に行われた適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正損に相当する金額 ⑥ 資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第8条第1項第16号に規定する金額） ⑦ 自己の株式の取得等をした場合（法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合）の取得資本金額（令第8条第1項第17号に規定する金額） ⑧ 自己の株式の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、上記⑦の自己株式の取得等及び法第61条の2第13項第1号から	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	第 3 号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。)の対価の額に相当する金額(令第 8 条第 1 項第 18 号イ又はロに掲げる事由による取得にあってはこれらに定める金額) ⑨ その連結法人(内国法人に限ります。)がみなし配当事由(法第 61 条の 2 第 2 項の規定の適用がある合併及び金銭等不交付分割型分割を除きます。以下⑨において同じです。)によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合又はみなし配当事由によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)において、そのみなし配当事由に係る剰余金の配当等とみなされる金額とそのみなし配当事由(その残余財産の分配を受けないことが確定したことを含みます。)に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額(譲渡原価の額)との合計額からその交付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格現物分配に係る資産にあっては、令第 123 条の 6 第 1 項の規定により資産の取得価額とされる金額)の合計額を減算した金額に相当する金額(そのみなし配当事由が合併である場合のその合併法人にあっては、0)	

(3) 根拠条文

法 2 十七の二、令 8 の 2